

## 制度概要

長崎県特定経営承継関連保証制度（略称：県特定承継）																																													
目 的	<p>県内中小企業の経営者の高齢化が進む中、中小企業における経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに對し、中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金に係る融資について保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業者の事業承継の実現と事業活動の継続に資することを目的とする。</p>																																												
保証の対象 (資格要件)	<p>県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)の代表者を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。</li> <li>② 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。</li> <li>③ 認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。</li> <li>④ 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。</li> <li>⑤ 認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。</li> <li>⑥ その他諸費用が生じたこと。</li> </ol> <p>(注)通常であれば保証対象者は事業者であって会社の代表者は対象ではありませんが、本制度については、当該会社が経済産業大臣の認定(認定事務は県が対応)を受けることによって、特例で代表者個人が保証の対象となるものです。</p>																																												
対象資金	<p>次の資金を対象とする。(①から⑥は保証の対象の番号と一致。例：保証の対象①の場合は対象資金①が対象)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等を、当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金</li> <li>② 当該認定中小企業者等以外の者が有する事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金</li> <li>③ 当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金</li> <li>④ 当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金</li> <li>⑤ 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割 □. 当該経営を承継した代表者が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額</li> <li>⑥ 上記に掲げるもののほか、当該認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金</li> </ol>																																												
保証条件	保証限度額	1億円（県事業承継、県承継特別と合算して1億円）																																											
	保証期間	運転資金10年以内(うち据置1年以内)、設備資金15年以内(うち据置1年以内)																																											
	返済方法	原則として分割返済																																											
	保証形式	証書貸付、手形貸付																																											
	担 保	必要に応じて徴求する。																																											
	保 証 人	原則として認定中小企業者以外の保証人は徴求しない。																																											
	貸付利率	年1.65%																																											
保証料率	基準料率	一般関係保険に係る普通保証・無担保保証 年 0.36%~1.52% 特別小口は年 0.64% ※上記料率は通常の責任共有保証料率から一律20%の割引を行っている。																																											
	適用料率	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 会計参与を設置している株式会社の場合は、会計割引(△0.10%)を適用する。</li> <li>② 物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用しない。</li> </ol>																																											
	保証料補助	<p>一律0.40%の範囲内で県が補助する</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">区 分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>特別小口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準料率</td> <td>1.52%</td> <td>1.40%</td> <td>1.24%</td> <td>1.08%</td> <td>0.92%</td> <td>0.80%</td> <td>0.64%</td> <td>0.48%</td> <td>0.36%</td> <td>0.64%</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> <td>0.36%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1.12%</td> <td>1.00%</td> <td>0.84%</td> <td>0.68%</td> <td>0.52%</td> <td>0.40%</td> <td>0.24%</td> <td>0.08%</td> <td>0.00%</td> <td>0.24%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	特別小口	基準料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	0.64%	補助率	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.36%	0.40%	事業者負担	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%
区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	特別小口																																			
基準料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	0.64%																																			
補助率	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.36%	0.40%																																			
事業者負担	1.12%	1.00%	0.84%	0.68%	0.52%	0.40%	0.24%	0.08%	0.00%	0.24%																																			
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																																												
取扱金融機関	商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合																																												
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県知事の認定書(申請書の写しを含む。)(注)の写し及び認定申請の提出書類の写し</li> <li>② 県税の納税証明書(未納がない旨のもの)</li> </ol>																																												
実 施 日	令和 7年 4月 1日 創設																																												